

【資料】令和８年度 第１回御代田町地域公共交通活性化協議会（書面決議）質問・意見

ご質問・ご意見	事務局回答
依頼文に根拠条文として記載はありますが、書面決議の執行及び決定の根拠となる活性化協議会設置要綱を参考資料として次回以降添付していただけますと幸いです。	「御代田町地域公共交通活性化協議会設置要綱」を共有させていただきます。
未就学児の利用料金が変更となることから、利用者・乗務員双方の混乱を招かないよう十分な周知が図られることが望ましいと考える。	利用者に対しては、チラシや御代田町の広報、メール・ＬＩＮＥ配信等での周知を予定しております。また予約アプリと、対象になる方にはコールセンターでも料金を案内いたします。 ドライバーに対しては、５月28日に開催したドライバー懇談会で未就学児無料化の予定を周知いたしました。併せて、全ドライバーの連絡網で情報共有を行う予定です。
今後の更なる利用促進に向けて、総登録者数のうち実際に利用している方はどの程度の割合か。また、利用人数の増加及び乗合率の向上に向けてどのような取組が必要かなど、分析と考察を行っていただくことが望ましいと考える。	利用者の割合（5月末時点） ・総登録者数（アプリ、コールセンター）：359人 ・実際の利用者数：231人 ・総登録者に対する利用割合：64.3％ 今後、本格運行移行に向け、引続き、広報、メール・ＬＩＮＥ配信等による周知による利用者増とライドシェアの制度周知による乗合率の向上を図っていきたいと考えております。 また、効率的かつ安心な運行を実施できるよう分析と考察も行っていきたいと考えております。
子どもを乗せる場合はチャイルドシートの着用が必要と思うのですが、その点についてはどのような考えか。	公共ライドシェアではチャイルドシートの使用が免除されます。以下は根拠となる法令です。 （座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除） 道路交通法施行令第二十六条の三の二 ３　法第七十一条の三第三項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。 七　道路運送法第七十八条第二号又は第三号に掲げる場合に該当して人の運送の用に供される自動車(特定の者の需要に応じて運送の用に供されるものを除く。)の運転者が当該運送のため幼児を乗車させるとき。 （有償運送） 道路運送法第七十八条 二　市町村、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。 上記「自家用有償旅客運送」が御代田町で現在実施している公共ライドシェアにあたります。
利用者からの希望や意見、苦情等はどんなものがあるのか。また、ドライバーからもあるのか。	利用者からの意見や質問等については、運行時間と運行エリアの拡充に関すること、コールセンターに関すること、支払方法に関することなど、運行に関する意見や要望をいただいております。また、想定していた時間に目的地へ到着できなかったご意見もいただいております。 ドライバーについては、ドライバーが使用するシステムの改善、コールセンターとの連携、キャンセル時の対応に関するご意見をいただいております。
利用者が増加し、必要性が認知されていることに、驚きと喜びを感じます。担い手になれないまでも、少しでもお役に立ちたいと考えてます。	今後も御代田町の皆さまに安心してご利用いただける持続可能な公共交通の構築に努めてまいります。
今後とも町民の利用の増加、ドライバーの増加等、運用の成功を期待します。	